

米子市告示第200号

公示送達について

次の書類は、送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、この書類は、米子市市民生活部収納推進課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月15日

米子市長 伊 木 隆 司

1 送達すべき書類

- (1) 令和7年度後期高齢者医療保険料（第1期分）督促状
- (2) 令和7年度後期高齢者医療保険料（第2期分）督促状
- (3) 令和7年度後期高齢者医療保険料（第3期分）督促状
- (4) 令和7年度後期高齢者医療保険料（第4期分）督促状
- (5) 令和7年度後期高齢者医療保険料（第5期分）督促状
- (6) 令和7年度後期高齢者医療保険料（第6期分）督促状
- (7) 令和7年度後期高齢者医療保険料（第7期分）督促状
- (8) 令和7年度後期高齢者医療保険料（第8期分）督促状

2 送達を受けるべき者

氏 名	お問合せ番号
寺 原 貞 重	02450526